

中国近代史における盛京三陵管理問題と溥儀

大出 尚子

はじめに

中国東北地方の遼寧省撫順市に盛京三陵の永陵、瀋陽市（旧奉天）に福陵・昭陵と盛京皇宮（現在の瀋陽故宮博物院）。以下、中華民国成立以前は盛京皇宮、以後は宮殿または瀋陽「奉天」故宮）はある。これら「一宮三陵」を誰がいかにして管理したのかという関心に基づき、本稿は、「清室優待条件」公布以後の宗廟陵寢および清室「私産」の処遇という中国近代史の問題との関連から、盛京三陵管理制度史を論じる。特に、「満洲国」期（一九三二～一九四五）に盛京三陵の保全に深く関わった愛新覺羅溥儀（一九〇六～一九六七。以下、溥儀）の動向や思想からその意図を探究することによって、当該期の管理体制の特色を説明するとともに、「満洲国」の真相に迫ろうとするものである。

一九二二年二月一二日、清帝退位の上諭が下され、これにより大清国（一六三六～一九一二。以下、清朝）は倒れた。同日に公布された「清室優待条件」は、宗廟陵寢と清室「私産」の保護を規定した。その対象には、中国東北地方の「皇産即ち皇室財産」⁽¹⁾も含まれていたものであり、そのうち清室所有の不動産としては、官荘・官地などに加え、盛京皇宮と盛京三陵が重要な部分を占めていた。清末に奉天旗務処総辦、中華民国期に奉天博物院籌辦処の委

員長等を歴任し、長年にわたり盛京皇宮の管理を担った金梁は、かつて「三陵及び壇廟堂子等は皆故宮と關有り」⁽²⁾と述べている。実際に盛京三陵と盛京皇宮は、清末から「満洲国」期を通じて、繰り返して一括管理されてきたという経緯を持つ。

ところが従来の研究では、研究者の関心は今日の瀋陽故宮に連なる盛京皇宮に偏り⁽³⁾、盛京三陵に向けられることが少なかった⁽⁴⁾。筆者も前著書において、北京故宮・台北故宮と並ぶ存在としての瀋陽故宮史研究に重点を置き、その前提として盛京皇宮の所蔵文物問題を関心の中心に置いた⁽⁵⁾。しかし、前述したとおり両者が一括管理されたという接点を有し、中華民国期に皇産として保護されたことに着目するならば、次の研究段階としては盛京三陵の管理制度史も扱うことが不可欠である。

近年、中国近代史研究における「革命史観」の見直しの動きと結びついて、「清室優待条件」と、その内容を改正した一九二四年の「修正清室優待条件」への関心が高まっている。村田雄二郎氏が、「清室優待条件」の曖昧で妥協的な性格を指摘し、「修正清室優待条件」が発表される契機となったクーデターである北京政変こそが「清末期の政治遺産との決別」宣言であったことを指摘するのは、その代表例である⁽⁶⁾。

「清室優待条件」をめぐる研究動向のなかでは、筆者の問題意識と関わる二つの議論が注目される。第一は、北京政変の結果、溥儀の出宮に伴って発生した故宮文物の国有化問題と同時代の清室「私産」認識との関係についての議論である⁽⁷⁾。第二は、清室「私産」問題を、文物だけでなく、不動産もあわせて再考すべきであるという議論である⁽⁸⁾。

以上の研究はいずれも北京を中心とした議論であるが、一方筆者は、「清室優待条件」によって生じた「清末期の政治遺産」をめぐる中国近代史上の問題を、清朝の陪都・瀋陽を中心とする中国東北地方の問題とともに包括的に検討すべきであると考えてきた。特に筆者が一貫して研究関心を抱いているのは、清室関係者や溥儀が政治の舞台を移したことで抱えた、中国東北地方の「清末期の政治遺産」処理問題であり、それを否定・排除しきれなかったことによる、「満洲国」における清室財産保全問題の歴史的連続性である。

このような関心に基づいて筆者は、前著書の「満洲国」の博物館問題で扱った盛京皇宮史の成果を前提に、盛京皇宮所蔵文物の処遇・変転と北京故宮における文物保護の問題、不動産として皇産の位置付けを有する瀋陽故宮内の文物処遇問題を検討してきた。⁹⁾ 盛京三陵に関しては、宮殿管理の制度化に関連して前著書で言及したもの¹⁰⁾、具体的な考察は試みることがなかった。そこで本稿では、盛京三陵を軸に、管理機構の成立過程と各機構の職責および人事の変遷を追いながら、これまでに筆者が解明した宮殿の処遇と合わせ、「満洲国」期における旧清室不動産の保全をめぐる歴史的展開を明らかにする。この作業は、瀋陽故宮や盛京三陵の管理者と管理実態を解明し、中華民国以降の皇産保全の歴史という観点から瀋陽故宮史に光をあて、「故宮博物院史」の構成要素としての瀋陽故宮の重要性を実証する研究を重ねることで新たに「三つの故宮」論を構築しようとする、筆者の長期的研究構想の一部を構成するものである。¹¹⁾

本稿の論旨に直接関係する先行研究は、「満洲国」期の盛京三陵の管理機構とその担い手を論じた張漢杰氏の研究に限られる。¹²⁾ 瀋陽故宮史研究でも詳細が語られてこなかった奉天陵廟承辦事務処に着目し、一九三八年当時の職官

名と職員名を明らかにしたこと、また当該時期の盛京三陵史を、清室と溥儀との関連から論じる視点は重要であるが、管理の担い手としての溥儀の思想に踏み込んでおらず、また管理機構の設置の歴史的意味も検討していない。

本稿では、清朝から「満洲国」期の盛京三陵管理制度史にみる、清朝以来の管理体制の連続性と断絶、さらに復活の様相を描出する。特に、管理機構の設置や人事等に関与した溥儀の言動の背景にある盛京三陵保全思想を析出し、その意図を探究することで、皇産としての盛京三陵の保全問題の特異性を明らかにする。また、管理機構名等で用いられた皇産・帝室財産・旧清室「私産」の概念に着目して「満洲国」期までの盛京三陵管理の特徴を明らかにすることで、昨今の「清室優待条件」をめぐる議論に新たな見解を示したい。

一 盛京三陵の成立と清朝の盛京三陵管理機構

盛京三陵とは、順治帝以前の陵寢⁽¹³⁾で、永陵・福陵・昭陵の総称である。永陵は清朝皇室の愛新覺羅氏の祖陵で、所在地である遼寧省撫順市新賓満族自治県はヘトゥアラ(赫圖阿拉)といい、太祖ヌルハチが一六〇三(万曆三二)年に居城を置き、国家組織の整備を進め、一六三六(崇徳元)年に国号を大清とすると興京に改称した。一九三〇年代に盛京三陵関連の著書・論文を多く発表⁽¹⁴⁾した園田一亀は、永陵を「清朝が對漢民族政策上、その祖先を神聖化せる陵⁽¹⁵⁾」とした。一六二五(天命一〇)年にヌルハチが最後に都を置いたのが瀋陽で、一六三四(天聰八)年、第二代ホンタイジと孝端文皇后の陵寢である昭陵がある。

一六四四（順治元）年の入関後、順治・康熙年間にかけて、各陵に総管衙門と掌関防衙門が設けられた。総管衙門は武官職の機構で、陵内の山河・道路・樹木の管理と陵寝の守護を担った。掌関防衙門は文官職の機構で、祭祀の管理・実施や祭品の調達・制作、陵内の装飾品の管理・陵内環境の保護および陵寝内の建築物の修繕等を担った。⁽¹⁶⁾なお、掌関防衙門は盛京内務府の下部機構に位置し、長官である掌関防官以下、各種盛京三陵官が置かれた。⁽¹⁷⁾総管衙門・掌関防衙門を含む盛京三陵管理機構の統轄機関は三陵総理事務衙門で、長官である三陵総理事務大臣は盛京將軍が兼任した。一七五二（乾隆一七）年、盛京將軍はさらに内務府総管大臣も兼任した。⁽¹⁸⁾

一八七五（光緒元）年、興京守陵章京を改称した興京副都統は、永陵総管衙門の守護官を管轄下に置いた。⁽¹⁹⁾一九〇五（光緒三一）年六月一六日の上諭により、盛京將軍を頂点とする体制は変わらずに、永陵は永陵守護大臣と兼任の興京副都統、福陵・昭陵は福陵昭陵守護大臣と兼任の盛京副都統の下に置かれ、別機構の管轄となった。⁽²⁰⁾同年九月、盛京將軍の趙爾巽が、従来の複雑な守陵管理体制の整理を提言した。⁽²¹⁾それにより盛京副都統は、福陵昭陵守護大臣、三陵承辦事務衙門大臣と、同年に新設された三陵守護衙門の三陵守護大臣という、四つの職を兼任することとなった。⁽²²⁾

一九〇七（光緒三三）年の東三省の官制改革により、盛京の駐防八旗に関する事務の統括機関として旗務司（一九〇九年、旗務処に改称）を新設した。翌一九〇八（光緒三四）年一〇月、盛京内務府に代わり設置された盛京内務府辦事処が、内務府と旗務司（処）の一切の事務を管理することとなった。⁽²³⁾この盛京内務府辦事処が、盛京三陵および瀋陽故宮（宮殿）の歴史上、はじめての一括管理機構であった。

二 「清室優待条件」下における盛京三陵と清朝以来の管理体制の終焉

一九二二年の清朝滅亡後、「清室優待条件」第四款は「大清皇帝辭位の後其の宗廟陵寢は永遠に奉祀し中華民國より衛兵を酌設して妥慎に保護す」、第七款は「大清皇帝辭位の後其の原有の私産は中華民國より特別に保護す」と規定した。⁽²⁴⁾ 第四款を受けて盛京三陵は、六月八日の臨時大總統令により、河北省遵化市の清東陵と同省易県の清西陵とともに「舊日の職權に照らし」、すなわち清朝以来の体制のもとで保護された。その維持にかかる「俸給」と「辦公」(事務) 経費は、「三陵衙門経費」や各陵総管・関防経費等として奉天省の予算から支出された。⁽²⁵⁾ 盛京内務府の流れを汲む盛京内務府辦事処も、一九二一年に籌辦皇産事宜処、一九二四年に内務府皇産事宜処と改称しながらも存続した。なお既に拙稿において、管理組織名に皇産を冠していたことから、盛京三陵と宮殿が皇産に含まれていたことは指摘した。⁽²⁷⁾

こうした体制を大きく変えたのが、北京政変により一九二四年一月五日付で公布された「修正清室優待条件」である。第四條は「清室の宗廟陵寢は永遠に奉祀し民國より衛兵を酌設して妥爲に保護す」、第五條は「清宮の私産は清室の完全なる享有に歸し民國政府は當に特別に保護を爲すべし。其の一切の公産は應に民國政府の所有に歸すべし」と規定した。⁽²⁸⁾ これにより、盛京三陵と宮殿は、清室側から中華民國側の管轄へと移管した。ただし、次のとおり、公布後直ちに実行されたわけではなかった。

一九二五年三月二五日、奉天省長公署が内務府皇産事宜処を接收した⁽²⁹⁾ことで、清朝の盛京内務府の流れを汲む機

構は解体された。宮殿は、清室側の内務府皇産事宜処が管理していたが、同日以降は奉天省長公署が担った。張作霖は、鎮威上將軍兼奉天督辦という軍政長官の立場から、民政、特に財政を一任している王永江が代理省長を務める奉天省公署に、奉天の清室皇産および三陵内務府衙門と皇産事宜処の接収管理を命じた。清室の名義をことごとく取り消し、人員も解散することを目論んだのである。その背景の一つには、管理運営上の腐敗があったと推察される。具体的には、これまで、内務府皇産事宜將軍府將軍として清室から派遣された三多（一八七二〜？）⁽³⁰⁾が皇産の整理にあたっていたが、溥儀に忠誠を尽くしていたというものの、庫物を盗んで売るような人物であった⁽³⁰⁾。この多の動きは、長年の内務府の腐敗を如実に反映している。

一九二五年一二月、盛京三陵を管理してきた各衙門が廃止されたことにより、永陵は興京県公署に、福陵・昭陵は宮殿と同じく奉天省長公署の管轄に帰した⁽³¹⁾。この清朝以来の管理体制の断絶は、宮殿・三陵の沿革史上、大きな転換点となった。また、中華民国成立から一四年後に、盛京三陵と宮殿が約一年間かけて順次清室の所有から離れた点は、一九二四年一月から語られる故宮博物院成立の「公定史」⁽³²⁾と比較・再検討し相対化する材料のひとつとなり得る事象として注目しておきたい。

一九二七年五月に奉天省政府が昭陵を北陵公園とし、一九二九年二月に省名が改称された後、同年五月に遼寧省政府が福陵を東陵公園とした。六月に遼寧省政府が公布した「管理三陵章程」第二條は、永陵は興京県、福陵・昭陵は瀋陽市が管理することを規定した⁽³³⁾。河北省の清東陵と清西陵も、「東西兩陵は業經に官有に收歸し已に清室私産に非ず」⁽³⁴⁾というように、清朝の陵墓は清室「私産」の位置付けを持たなくなっていた。

三 「満洲国」草創期の盛京三陵管理体制と陳曾壽

一九二五年に解体した盛京内務府系統の組織は、一九三二年に「満洲国」が建国されると溥儀の直轄機関である執政府（宮内府として復活）、そのなかに盛京三陵管理機構が設置される。本章では、陵廟管理⁽³⁵⁾を担った執政府内廷局の成立背景と、陳曾壽（一八七八～一九四九）が内廷局長に任用された経緯を考察する。陳曾壽については、娘婿である周君適が、著書『偽満宮廷雜憶』⁽³⁶⁾で人物像や人脈等を詳細に記していることから、本書に依拠しつつ経歴や動向を概観する。

陳曾壽は、字は仁先、号は蒼舄・耐誌・焦庵など。湖北蘄水の出身で、一九〇二（光緒二八）年の郷試に合格、翌年に進士に及第して監察御史の官に就いた。辛亥革命後、袁世凱に提学使の任に就くよう求められたが、応じずに杭州の西湖に移った。一九一七年の張勳の復辟時、学部右侍郎の任に就くも、復辟失敗後は再び西湖に戻って詩や書画を売って過ごした。その絵には「宣統」の年号を記した。⁽³⁷⁾清朝崩壊前の陳曾壽の官僚生活は長いものとはいえなかったが、頑として袁世凱政権を受入れなかったのは、高祖父が一八一九（嘉慶二四）年の状元・陳沆であるのをはじめ、陳家が代々科挙官僚を輩出する名門であったことに起因すると思われる。一九二六年、北伐の影響を受けて、陳曾壽一家は西湖から上海へ移住し、変わらず詩や書画を売る生活を送っていた。

溥儀は、一九二四年一月に紫禁城を追われた後、北府、日本公使館を経て、一九二五年二月に天津の日本租界内の張園、一九二九年には乾園に移り、七月にこれを静園に改めた。陳曾壽と溥儀との接点は、一九三〇年に溥儀

の師傅である陳宝琛から天津へ招聘され、「皇后」・婉容の師傅となったことに始まる。一九二五年三月五日、溥儀が天津で最初に発した諭旨のひとつは「鄭孝胥・胡嗣瑗・楊鐘義・温肅・景方昶・蕭丙炎・陳曾壽・万繩牻・劉驥業は皆津に駐して顧問に備へよ⁽³⁸⁾」というもので、陳曾壽の名があつたがこの時は任用されず、一九三〇年六月一五日に、溥儀が清朝内務府を改変して設置した「清室駐津辦事処」の顧問になつた⁽³⁹⁾。なぜ溥儀は陳曾壽に白羽の矢を立てたのだろうか。傍証ではあるが、『満洲国史 総論』第二編「創建期」の草稿のなかで、鄭孝胥が國務総理大臣に選定された経緯が記載された箇所に、

國務総理には、その識見力量からみて臧式毅起用の案もあつたが、熙洽との関係もあり統制困難と見られ、結局温厚な溥儀側近の鄭孝胥に落ち着いた。……民国成立後袁世凱、黎元洪、段祺瑞等よりいくたびか出□を請われたが、応ぜずひたすら清朝復興を念願とし、長子鄭垂とともに天津の清室内務府辦事処に出仕し、宣統帝の教育に従事した。⁽⁴⁰⁾（傍線は筆者による。□は文字不鮮明を示す。）

とある。草稿から削除された傍線部分にある鄭孝胥の清朝復辟思想や、袁世凱政権では出仕を断るも天津の「清室内務府辦事処」には出仕した点は、前述した陳曾壽の思想と動向の両面において共通している。陳曾壽は、天津時代に溥儀から思想面において十分な信頼を得て、「満洲国」建国後も側近の一人として任用されたと推察できよう。それでは、「満洲国」政府組織に陵廟の管理機構が成立する過程について、陵廟管理の中核を担い続けた陳曾壽の人事を軸に考察を進める。一九三二年三月一日、「満洲国」の建国宣言が行われ、三月九日に首都・新京（長春）で溥儀の執政就任式が挙行された。また同日、「政府組織法」が制定された。執政府は同日付で「本府各事務ヲ處理ス

ル爲秘書内務軍諮警備ノ四處ヲ設ク」とし、秘書処秘書長に胡嗣瑗、秘書処秘書に陳曾壽・万繩杖・商衍瀛・林榮・鄭垂・鄭禹・羅福葆を特任した。この後の陳曾壽の人事に注目すると、三月一三日付で「陳曾壽ヲ秘書處庶務科長ニ任用ノ件許可ス」とするも、三月二日付で「秘書陳曾壽依願本官ヲ免ス」とあり、⁽⁴¹⁾ わずかの間に任命と免職の動きが見られる。

陳曾壽は、天津時代に同じく溥儀の側近であった陳宝琛・胡嗣瑗とともに、溥儀が皇帝ではなく執政という名の元首に就任することに反対の立場を取った。にもかかわらず溥儀が執政に就任したため、その五日後に天津へ帰ったという。おそらくこれは、三月一三日の辞令後すぐであろう。のちに陳曾壽は、天津から溥儀に寄せた「封奏」のなかで、執政就任を聞き、尊号がこれから取り消されるかと悲憤を深くしていること、⁽⁴²⁾（皇帝という）名目が重要であることを述べた。

執政就任後の「内廷」は、事務の職責が明確でなかった。不便を感じた溥儀は、自ら執政府に内廷局を設置し、局長に陳曾壽を指名した。溥儀は、内廷局は陳曾壽のために設け、専ら陵廟と（溥儀の）私事を担うもので、国務とはかわらないものであると伝えたものの、天津に居た陳曾壽は、内廷局長就任の求めを再三固辞した。しかし、最終的には「執政府官制」をもって内廷局長に就任し、婉容の師傅としても復帰した。⁽⁴³⁾ 溥儀の意向で陳曾壽が内廷局長に就任したことは、「満洲国」建国時に、盛京三陵への溥儀の意向が陳曾壽を通じて反映され得る制度的基盤が存在したことを意味する。

「執政府官制」は、一月二三日に公布された。執政府には、秘書庁（処）（秘書長…胡嗣瑗）・内務処（内務長…宝

熙)・掌礼処(大礼官・許宝衡)・警衛処(警衛長・佟濟煦)および会計審査局(局長・商衍瀛)・侍従武官(武官長・張海鵬)・侍衛官(二等侍衛官・金智元)・内廷局(局長・陳曾壽)が置かれた。溥儀の肝いりで発足した内廷局は、一九三三年二月当時、局長の陳曾壽ほか侍医一名(彭城)・陵廟官二名(趙景祺・王折俊)・内廷官二名(劉慶鐘・恩棟)および属官三名の計九名で構成された。⁽⁴⁴⁾

一九三四年三月一日、溥儀は皇帝に就任した。帝政実施に伴い、「満洲国組織法」が制定された。同日公布の帝室令により、執政府を再編した皇帝直轄機関として尚書府・宮内府・侍従武官処が設置された。そのうち皇帝の宮中事務を掌理する宮内府は、「宮内府官制」第六條で総務処・内務処・近侍処・掌礼処・警衛処の五処を置くこと、第九條で近侍処は「壇廟及寢陵ニ關スル事項」を含む四項を掌管するとされた。⁽⁴⁵⁾ 近侍処には陵廟科が設置され、執政府内廷局より盛京三陵の事務を引き継いだ。なお、執政府内廷局が各地に事務処を設置し整理していた「皇室私産」は、第八條により宮内府内務処が管掌した。⁽⁴⁶⁾

宮内府の陣容は、次のとおりである。宮内府大臣には親日派の沈瑞麟、総務処長は許宝衡、内務処長は商衍瀛、近侍処長は陳曾壽、掌礼処長は張允愷、警衛処長は佟濟煦が就任した。⁽⁴⁷⁾ 三月一五日付けで近侍処長に就任した陳曾壽⁽⁴⁸⁾は、帝政実施後も陵廟管理の長として留任したのであった。

四 奉天陵廟承辦事務処の成立

一九三五年、宮内府は宮殿内に奉天陵廟承辦事務処を設置し、盛京三陵・宮殿内の太廟に加えて、奉天省公署教

育庁が所管していた宮殿の管理を移管した。太廟は、一九二四年から皇産事宜処が管理を行っていたが、奉天陵廟承辦事務処に帰属した。奉天陵廟承辦事務処は、一九四五年の「満洲国」崩壊後に遼寧省教育庁に接収されるまで存続した。こうした概略や職責は、瀋陽故宮博物院史研究上で言及されてきたが、成立については「一九三五年」と記すのみであった。⁽⁴⁹⁾ 奉天陵廟承辦事務処は、清朝発祥の地に残る旧清室「私産」の不動産を一括管理した職掌からみて重要な機構であり、まず『盛京時報』の記事から成立月日を探究する。

一九三五年三月一〇日付の永陵修繕および三月一六日付の福陵一般開放に関する記事には、「(駐奉)三陵辦事處」〔清室駐奉辦事處〕から一九三二年五月に改称された「盛京太廟三陵承辦事務處」か⁵⁰⁾ という機構名がみられる。五月一五日付の記事には次のようにある。宮内府近侍処が出した文書には、陵寢の旧制により「白椿」(陵の周囲の紅・白・青の三層の保護区域である「界椿」の中間層)までは民国に至るまで随意に丈放(官荘地の払い下げ)し、すでに陵の近くに丈放区域が迫っている。溥儀は満洲肇基の地の陵寢を重視していることから、速やかに昔の状態に恢復すべきとしている。ただ、すぐに回収すると混乱を生じるので、まずは陵寢から五〇〇メートル地点に設けられた「紅椿」以内を「禁地」と定め、今後その他の施設を有してはならず、以前からある施設は情形に応じて漸次恢復すること、とあるので、「盛京陵廟承辦事務處」が昨日ただちに「紅椿」以内の開墾・建築を停止させるなど布告したとある。⁽⁵¹⁾

以上から、少なくとも五月一四日には奉天(記事では盛京)陵廟承辦事務処が設置されていたこと、溥儀が陵寢の現状に詳しく、その保護に熱心だったことの二点が分かる。

一九三五年当時の宮内府が、形式的な管理機構を設置したのではなく、実際に保存業務を行っていたことは、奉

天故宮博物館に対し「新京宮内府方面は、永久に保存するために」修理工程の調査を終え、着工の段階にあったという七月一三日付の記事から分かる。⁽³²⁾

さて、同年末の宮内府近侍処は、処長は引き続き陳曾壽が務め、事務官四名（劉慶鐘・恩棟・趙景祺・恒潤）、属官四名（毛永惠・世杰・許宏儒・陳学忠）および侍医三名・藥劑官一名の計一三名が任用されていた。⁽⁵³⁾ そのうち四名は、『在満日満人名録』で一九三六年九月一日時点の職官名が確認でき、陳曾壽は「宮内府近侍處長」、恩棟は「宮内府近侍處總務科長」、趙景祺は「宮内府陵廟科長」、恒潤は「宮内府事務官」と記されている。⁽⁵⁴⁾ 張漢杰氏の成果に拠ると、奉天陵廟承辦事務処の一九三八年の人員は、総辦は「恩」、会辦は張敬心、幫辦は「恒」、事務員四名（景祿・張榮符・陳曾壽・景勳）だといふ。⁽⁵⁵⁾ 張氏が名前は不明とする総辦・幫辦は、近侍処の前述の人事から「恩」は恩棟、「恒」は恒潤だと思われ、宮内府の官吏が兼任していたことが分かる。また、清朝後期から臨時に設置された機構の総辦（主官）・会辦（副官）という職官名を用いていることから、清朝の旧制を継承あるいは復活させた機構であると推測される。

奉天陵廟承辦事務処の存続と恩棟の職名は、朝鮮総督府朝鮮史編修会の田川孝三による、一九三九年八月の奉天での史料調査記から確認できる。

故宮。……滿洲國建國後ハ宮内府ニ接收サレ、ソノ一部ニ陵廟承辦事務處ヲ置キ故宮トシテ保存サル。一日陵廟承辦事務處總辦恩棟氏ニ面會シ、故宮内及ビ敬天閣・崇謨閣所藏ノ老檔拜觀ノ許可ヲ得同祕書英符氏ノ案内ニヨリ、目的ヲ達スルヲ得タリ。⁽³⁶⁾

執政府内廷局内廷官、宮内府近侍処総務科長、そして田川が記す「奉天」陵廟承辦事務處總辦」を歴任してきた恩棟は、一九〇八（光緒三四）年から敬典閣で宮殿事務管理を行っていた恩志の子であると思われ、旧清室不動産の管理の担い手は、一九三九年八月時点で清朝以来の人事を一部残していたのであった。

五 福陵・昭陵の一般参観禁止をめぐって

一九三五年頃の昭陵は、遊園地化計画も浮上するなど公産の性格を色濃くしていた。⁽⁵⁷⁾ こうしたなか、一九三七年二月六日、溥儀は勅諭で、「清室原有の皇産を、陵廟およびまさに保留すべきものの外は、すべて国有に帰す⁽⁵⁸⁾」とし、陵廟に含まれる盛京三陵は国有とせず保持することを示した。「清室優待条件」、そして「満洲国」でも陵廟の保護が明記された点は、陵廟が清室不動産のなかでも特別な位置付けを有することを表している。なお皇産の定義に関しては、四月一日公布の「帝室財産管理令⁽⁵⁹⁾」により新たに設定された帝室財産とされ、宮内府大臣の管轄下に置かれた。

七月一二日、宮内府は福陵・昭陵の一般参観を禁止する旨を公布した。しかし、結果的には、奉天陵廟承辦事務処に参観許可証の下付を申し出ることで参観可能とし、有料参拝のみ禁止した。福陵・昭陵の一般参観を禁止できなかった直接の理由は、「曩⁽⁶⁰⁾に故宮の拜觀が禁止せられ今又兩陵の拜觀が禁止せられるに到つたので、各方面にその緩和を要望する聲高⁽⁶¹⁾」かったことにある。昭陵は一六五六（順治一三）年創建の明楼が一九三七年五月二九日の落雷により焼失した。それが改めて関心を惹く遠因となり、復旧が着手された翌一九三八年の参拝者数は、昭陵に九万

一二二〇人、福陵に四万三〇三八人と、多くの人々が集っていた。⁽⁶²⁾では、一般参観を禁止しようとした宮内府、ひいては溥儀の意図とは何だったのだろうか。以下、陵廟管理費に着目してその意図を探究する。

国家予算（一九三八年は三億四五万五千元）に計上された帝室費二一〇万円は、宮廷の内帑金を含んだものである。陵廟関係費や祭祀費は、溥儀の個人的な経費として内帑金から支払われた。⁽⁶³⁾陳曾壽から落雷の報告を聞き、すぐに溥儀が決定した明樓の復旧工事は、一九三八年四月から國務院營繕需品局が進めた。「更に皇帝陛下に於せられては、興京永陵の荒廢せるを嘆かせ給ひて御内帑金三萬圓を賜はり、營繕需品局をして修繕を加へさせられること、⁽⁶⁴⁾な」と、溥儀は内帑金を用いた永陵の修繕も指示しており、三陵に関しては、予算上は溥儀の意向が反映されていた。以上をふまえると、一般参観の禁止とは、宮内府の名で公布され、荒廢の進む永陵や参拝者が多く公産化が進む福陵・昭陵に対して講じた、溥儀による「清室原有の皇産」の保護策だったと考えられる。

ここで、前年四月三〇日、当時宮内府所管の奉天陵廟承辦事務処が併置されていた奉天省所管の奉天故宮博物館が、國務院文教部によって突然閉鎖された件も注目する必要がある。奉天故宮博物館の閉鎖後は、一九三五年六月一日に開館した文教部所管の国立博物館が管理を引き継いだ。一九三七年四月一七日から、奉天故宮博物館は「皇室財産」⁽⁶⁵⁾として宮内府が管理し、不動産としての宮殿と、国立博物館に移管されなかった収蔵品を、宮内府所管の奉天陵廟承辦事務処が管理することとなった。以上の奉天故宮博物館閉鎖をめぐるのは、前著書でその経緯と、国立博物館の開館や両館の収蔵品との関連から閉鎖理由を探究し、文化行政の場から「清朝色」を排除し、「満洲国」が清朝の復辟国家であることを示唆する要素を非可視化する目的があったと指摘した。⁽⁶⁶⁾ここに本章の考察結果を加

えると、宮殿内の奉天故宮博物館に対し、國務院文教部は「清朝色」の排除を企図したが、宮内府は溥儀の勅諭を受けて宮殿を皇産（皇室財産ないし帝室財産）として管理したという、施策意図の相違が浮かび上がる。

六 旧清室陵廟宮殿承辦事務会の設置と「滿洲国」崩壊前後の盛京三陵

陳曾壽は、一九三七年六月三〇日付で宮内府近侍処長を辞任した⁽⁶⁷⁾。日本人官吏との衝突が原因で、実際は罷免であった。その後、溥儀は陳曾壽を実態不明の「陵廟事務総裁」としたが、総裁とは名ばかりであったため、年末には辞職して北京へ移った⁽⁶⁸⁾。陳曾壽が「滿洲国」を離れたあと、盛京三陵と宮殿には新たな制度化がはかられた。

一九三九年二月二十七日、「舊清室陵廟宮殿等ノ承辦ニ關スル件」（以下、本件）が公布された⁽⁶⁹⁾。これは「皇帝陛下には、祖宗御崇敬の畏き思召から宮内府内に舊清室陵廟宮殿承辦事務會を設置遊ばされることになり、……民國以來荒廢の儘に放置されてゐる舊清室陵廟宮殿の修理、維持、保存及び祭祀に關し敕令を奉じて事務を處理するもので、會長及び會員による合議制機關⁽⁷⁰⁾」で、一四日の參議府會議の諮詢を経て、溥儀が帝室令として公布した⁽⁷¹⁾。皇帝直轄機關である參議府は「重要な國務に關し、皇帝の諮詢に應ずる目的で」設置され、一九三七年五月八日より上奏が廃止されている⁽⁷²⁾ことをふまえると、本件は溥儀の意向を反映したものとみなすことができよう。

本件は、以下に示す全十條からなる。

第一條 左二掲グル舊清室陵廟宮殿等ノ維持、保存及祭祀ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲宮内府ニ舊清室陵廟宮殿承辦事務會ヲ置ク

奉天ノ福陵、昭陵、太廟、宮殿

興京ノ永陵

第二條 事務會ハ會長及會員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長及會員ハ敕裁ヲ經テ宮内府大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第三條 會長ハ會務ヲ綜理シ會議ノ議長トナル

第四條 事務會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ敕裁ヲ經テ宮内府大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス

顧問ノ服務ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第五條 事務會ハ現地事務ヲ處理セシムル爲辦事處ヲ置クコトヲ得

辦事處ノ組織及位置ハ會長宮内府大臣ヲ經テ敕裁ヲ承ケ之ヲ定ム

第六條 事務會重要ナル事項ヲ處理セントスルトキハ宮内府大臣ヲ經テ敕裁ヲ承クルコトヲ要ス

第七條 第一條ニ掲グル陵廟宮殿等ニ關スル法律上ノ行爲ニ付テハ會長ヲ以テ其ノ當事者トス

第八條 會長必要アリト認ムルトキハ宮内府大臣ヲ經テ敕裁ヲ承ケ帝國外ニ在ル舊清室原有ノ陵廟ノ維持、保

存及祭祀ニ關スル所要ノ事務ヲ本事務會ノ承辦ニ附スコトヲ得

第九條 事務會ニ幹事長、幹事及書記ヲ置ク

幹事長及幹事ハ宮内府高等官中ヨリ宮内府大臣之ヲ命ズ

書記ハ宮内府委任官中ヨリ宮内府大臣之ヲ命ズ

第十條 幹事長ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ整理ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス⁽⁷³⁾

第一條は、宮内府に「舊清室」を冠する事務会を設置して、旧清室「私産」である盛京三陵・太廟・宮殿の「維持、保存及祭祀」を管掌すると明示している。溥儀の直轄機関である宮内府は、一九三五年に盛京三陵・太廟・宮殿の一括管理権を得たうえで、清朝皇帝権力を象徴する旧清室不動産の「維持、保存」機構を設置したのであった。

第二條・第四條では、会長・会員・顧問は「敕裁ヲ經テ宮内府大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス」、第五條・第六條・第八條の辦事処や重要事項の処理、「帝國外ニ在ル舊清室原有ノ陵廟」に関しては「宮内府大臣ヲ經テ敕裁ヲ承」けるとしている。溥儀の裁決を必要としていることから見ると、本件に関する形式制度上の溥儀および宮内府大臣の権限の大きさがうかがえる。第五條では「現地事務」を処理する辦事処の設置を規定したが、その一つは、一九三五年に設置された奉天陵廟承辦事務処であった。

さて、陳曾壽の後任の宮内府近侍処長として、佟濟煦（一九三七年七月一日〜一九四二年一月二五日）、金智元（一九四二年一月二六日〜一九四五年一月一七日）、毓崇（一九四五年一月一八日〜）⁽⁷⁴⁾が就任したが、一九四五年八月一八日に溥儀が退位し、二〇日に「満洲国」は崩壊した。福陵はソ連軍の接収管理後、一〇月に成立した瀋陽特別市政府、一二月に国民党が接収した後は国民党瀋陽市政当局の管轄下に置かれた。昭陵は、一九四六年に国民党瀋陽市政府

工務局が接収し、「満洲国」期まで保持された陵内の「禁地」の建造物は、一九四八年に国民党軍が進駐したことで破壊された。⁽⁷⁵⁾ 中華人民共和国成立後は、福陵は東陵公園、昭陵は北陵公園となり、「修正清室優待条件」公布後の公産としての姿に戻ったのであった。

七 溥儀にとつての祖陵と盛京三陵保全思想

ここまでの考察から、「満洲国」期の盛京三陵の保全には、溥儀の意思が反映されていたことが明らかとなった。最後に、溥儀の盛京三陵保全思想の淵源と、皇帝就任後に実現した盛京三陵の参拝に込めた意図を探究し、むすびとしたい。

溥儀の清代陵寢保全思想の淵源は、一九二八年七月、清東陵の陵墓群のうち乾隆帝と西太后の陵寢が、国民革命軍の孫殿英に盗掘され、副葬品の宝石等が掠奪された東陵事件に見いだすことができる。溥儀が東陵事件で受けた衝撃は、一九二四年に駆逐され出宮した時に比べて深刻なもので、「この仇に報いなければ、愛新覺羅の子孫ではない」、「我のいる限り、大清は滅亡せず」と誓い、復辟思想はこの時最高潮に達した。⁽⁷⁶⁾ 東陵事件は、溥儀にとって対日接近、「満洲国」皇帝就任への布石となったと言われ、⁽⁷⁷⁾ 心情的な影響を与えた。

張漢杰氏は、溥儀による盛京三陵参拝の事実を無視した上で、日本の天照大神を奉祀したことを強調するが、⁽⁷⁸⁾ 溥儀は、道光帝の代以降廃絶していた「大清皇帝」による盛京三陵の参拝を復活させたのである。⁽⁷⁹⁾

溥儀はまず、清の宗室で血縁的に近い二人に盛京三陵を参拝させた。「満洲国」建国翌月、溥儀に派遣された宝熙

が執政府内務処長の立場で福陵・昭陵⁽⁸⁰⁾を、帝政実施直後には、溥儀が太廟、興京の永陵、奉天の福陵、昭陵を参拝した⁽⁸¹⁾。

溥儀の代拝から約二週間後、特に永陵の破壊が進んでいることに注意を払っていた溥儀は、宮内府に盛京三陵すべての修繕を命じ⁽⁸²⁾、さらに、清朝時代の功臣の墓の修繕も計画した⁽⁸³⁾。溥儀は、自身が参拝できないジレンマのなか、清代の墓を保護することで、自認する「大清皇帝」の姿勢を示したのである。

皇帝就任からおよそ半年後、溥儀による盛京三陵参拝を伴う巡幸が実現した。実現に至った関東軍と溥儀との折衝の内容は不明だが、王文鋒氏は「日本人は溥儀の政治偶像的欺瞞作用を發揮するために、東北各地を巡幸させた⁽⁸⁴⁾」とし、その作用を溥儀も、関東軍が「妙用」していると自覚しながら、新京での御臨幸（関東軍の定める儀式への参加）と地方の巡幸は虚栄心を大いに満足させたとしており⁽⁸⁵⁾、双方の間で、巡幸を形式的に行うことの利害が一致したと考えられる。溥儀は一九三四年一〇月一九日から、福陵・太廟・昭陵の順に参拝し、奉天を後にして吉林へも巡幸し、小白山望祭殿において望祭の礼を挙行した⁽⁸⁶⁾。祖宗発祥の地である長白山への遥拝は、清朝歴代皇帝の東巡を意識して踏襲したとみられ、ようやく実現した祖先祭祀を、「大清皇帝」としての巡幸として意味付けようとする、内に秘めた溥儀の意思を参酌できるものであった。

おわりに

本稿では、清朝から盛京三陵管理制度史を説き起こし、「清室優待条件」公布以後の宗廟陵寝および清室「私産」

の処遇という観点から、「満洲国」崩壊までの管理機構の変遷を論じた。盛京三陵管理制度史の特徴は、清室側による管理体制が断絶したのは一九二五年二月以降に永陵が興京県公署、福陵・昭陵が奉天省公署の管轄下に置かれた期間に限られ、「満洲国」建国後は溥儀の直轄機関である執政府・宮内府とその関連機構、すなわち清室側による管理体制が復活した点にある。これまで「清室優待条件」の第四款・第七款が規定した「中華民国による保護」の議論は、清室「私産」である北京の故宮とその文物が中華民国側によって「国有化」、「国宝」化される過程を追究してきたが、⁽⁸⁷⁾本稿は、宗廟陵寝に含まれる中国東北地方の清室不動産である盛京三陵に注目することで、「満洲国」建国にともない再び清室側が管理した事実を通じ、北京と異なる変転が見られたことを明らかにした。清末から建議されてきた清室財産の保全是、中華民国成立後は清朝復辟の動きと結びついてきた。⁽⁸⁸⁾にもかかわらず、溥儀を元首とするも清朝の復辟を否定した「満洲国」において、盛京三陵は清朝の職制を継承する機構下で清朝の遺臣が管理し、管理機構の設置と人事および修繕予算の多方面で、溥儀の意向が反映された。こうした溥儀や旧清室の盛京三陵との関わりにみられる「清末期の政治遺産」を排除しきれない面に、「満洲国」の実相があらわれていた。

改めて、管理機構の設置過程からみた盛京三陵の管理体制について、皇産・帝室財産・旧清室「私産」の概念とともに次のように概括する。「清室優待条件」体制下では清朝以来の管理制度下で皇産として保護されたが、「修正清室優待条件」公布後に福陵・昭陵は奉天省政府により公園化、すなわち公産化され、皇産や清室「私産」の位置付けを持たなくなつた。「満洲国」建国後は、溥儀の意向が執政府内廷局長である陳曾壽を通じて反映され得る制度的基盤のもとで保護された。一九三五年に宮内府は、清朝の職制を継承する奉天陵廟承辦事務処を設置し、盛京三

陵・太廟・宮殿の一括管理をはかった。一九三七年に溥儀は、「清室原有の皇産」である盛京三陵は国有とせず保持することを示した。同年に皇産は、新たに帝室財産と定義され宮内府大臣の管轄下に置かれた。一九三九年に成立した旧清室陵廟宮殿承辦事務会は、機構名に「旧清室」を冠することで、溥儀と宮内府が盛京三陵・太廟・宮殿を清室「私産」として直接保全する意思を示した。

管理の担い手としては、「満洲国」草創期から管理機構の中核を担い続けた陳曾壽、そして溥儀に焦点をあてた。陳曾壽の任用過程からは、彼を任用した溥儀自身の、清代陵廟保全の主体者としての姿が明らかとなった。なお、これまで瀋陽故宮の研究を進めてきた筆者の管見の限りでは、溥儀が宮殿に執着する様子は看取できていない。その一方で盛京三陵に強い関心を寄せていたのは、溥儀が講じた具体的な保護策からも明らかである。溥儀が盛京三陵の保全につとめた意図は、清朝祖陵である盛京三陵の旧清室「私産」としての位置付けと巡幸を復活させることで、自認する「大清皇帝」の姿を示すことにあった。溥儀は、「満洲国」期の盛京三陵管理制度から「清末期の政治遺産」が排除されなかったために、前述の意図を持った陵廟の保全を具現化したのであった。

註

- (1) 南滿洲鉄道株式会社総務部事務局調査課編『滿洲舊慣 調査報告書前篇ノ内皇産』一九一五年、前言一頁。 壇・先農壇・堂子および瀋陽故宮大清門東の太廟のこと
- (2) 「三陵及壇廟堂子等皆與故宮有關」「盛京故宮考(金息侯講演)」「華北日報」一九二九年六月一〇日五面。盛京の 壇・先農壇・堂子および瀋陽故宮大清門東の太廟のこと
- (3) 「壇廟堂子等」は、盛京城の内城門外の天壇・地壇・社稷壇・先農壇・堂子および瀋陽故宮大清門東の太廟のこと
- (4) 「盛京故宮考(金息侯講演)」「(統)『華北日報』一九二九年六月一日五面。乾隆『盛京通志』卷一九壇廟、乾隆四九(二七八四)年版影印、一〇葉には、「天壇」「地壇」「太

廟「堂子」の項がある。

(3) 瀋陽故宮博物院編『瀋陽故宮博物院八十年』万巻出版公司、二〇〇六年・瀋陽一宮兩陵志編纂委員會編著『瀋陽故宮志』遼寧民族出版社、二〇〇六年・武斌主編『清瀋陽故宮研究』遼寧大学出版社、二〇〇七年。

(4) 陸海英編著『盛京永陵』瀋陽出版社、二〇〇四年・王艷春編著『盛京福陵』瀋陽出版社、二〇〇四年・王佩環編著『盛京昭陵』瀋陽出版社、二〇〇四年。

(5) 拙著『満洲国』博物館事業の研究』汲古書院、二〇一四年、五七〜九三頁。以下、特にことわらない限り前著書は、本書を指す。

(6) 村田雄二郎「清室優待条件から見た中華民国初期の憲政体制」中村元哉編『憲政から見た現代中国』東京大学出版会、二〇一八年、二五〜二六頁。

(7) 季劍青「私産、抑或、国宝——民国初年清室古物的処置与保存——」『近代史研究』六、二〇一三年。

(8) 吉開将人「宣統十六年の清室古物問題(一)——故宮博物院成立史の再検討——」『北海道大学文学研究科紀要』一四四、二〇一四年等。

(9) 拙稿『満洲国』以前の瀋陽故宮と古物陳列所——瀋陽故宮文物の「運京」を中心に——『史境』七三、二〇一七

年・拙稿『皇産』としての瀋陽故宮——旧盛京内務府所管

清室財産をめぐる諸問題と張学良の関与——』『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』三二、二〇二〇年。

(10) 前著書、八四〜八八頁。

(11) 筆者の研究構想や関連する先行研究は、前掲註(9)拙稿『皇産』としての瀋陽故宮——旧盛京内務府所管清室財産をめぐる諸問題と張学良の関与——』一〜二・註一〇頁。

(12) 張漢杰『東北淪陷時期的関外三陵』『満族研究』一九九七年第三期、一九九七年。

(13) 陵寝は、帝王・后妃の墓のこと。「陵」は大きな土山の意味だが、土を盛るほど死者の身分の高さを示したため、帝王の墓を指すようになった。「寝」は帝王の宮室の意味だが、死者がなおも「寝」の中で生活できるように墓の傍に建てられたため、特に帝王・后妃の墓を陵寝と称する(徐広源『清朝陵寝制度』瀋陽出版社、二〇一八年、一〜二頁)。例えば、靠山(後ろ楯となる山)に啓運山、南側に煙筒山や蘇子河を望む永陵は、陵寝・省牲所(祭祀で用いる家畜の屠殺場)・参道・自然風水保護区・保護管理機構区と祭祀機構区からなる。そのうち陵寝は約一万平方メートルと小規模で、宝城(陵塚)・方城(祭拜の場である啓運殿等

- の建築物エリア)・前院(四祖碑亭等の建築物エリア)からなる(撫順市人民政府地方志辦公室・撫順市社会科学学院・新賓滿族自治県清永陵文物管理所編『清永陵志』遼寧民族出版社、二〇〇八年、一頁)。なお、これらの土地に加え、盛京三陵の周囲の広大な付属地を含む土地全体が、清室「私産」であった(江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」『二橋論叢』第一〇二巻第六号、一九八九年、八五二〜八五三頁)。
- (14) 杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会、二〇一五年、一六〇頁。
- (15) 園田一亀『奉天史話』出版社不明、一九三四年、五九頁。
- (16) 白洪希「清陵寢員役制度初探」『滿族研究』二〇〇三年第二期、二〇〇三年、八〇頁・前掲註(13) 徐広源「清朝陵寢制度」四七〇〜四七一頁。
- (17) 杜家驥「清代八旗官制与行政」中国社会科学出版社、二〇一五年、一九〇頁。
- (18) 嘉慶「欽定大清会典事例」卷八八六、内務府、三五葉・前掲註(13) 徐広源「清朝陵寢制度」四七〇頁。
- (19) 光緒「欽定大清会典事例」卷五四三、兵部 官制、三三葉。
- (20) 「戊午、論内閣。興京副都統靈熙、著允永陵守護大臣。協領宗室多文、著補授盛京副都統、充福陵昭陵守護大臣。嗣後三陵一切事務、均著盛京將軍、隨時稽覈。」大清德宗景(光緒)皇帝実録「卷五四六、光緒三十一年六月、九葉。
- (21) 「大清德宗景(光緒)皇帝実録」卷五四九、光緒三十一年九月、一一葉。
- (22) 民国「瀋陽県志」卷一地理、奉天作新印刷局印、民国六年鉛印本影印、三九葉。
- (23) 前掲註(22) 民国「瀋陽県志」卷一地理、四〇葉・「盛京内務府辦事処」白文煜主編『瀋陽故宮大辞典』遼寧大学出版社、二〇一六年、一六五頁。
- (24) 「第四款 大清皇帝辭位之後其宗廟陵寢永遠奉祀由中華民國酌設衛兵妥慎保護……第七款 大清皇帝辭位之後其原有之私産由中華民國特別保護」『臨時公報』辛亥年一二月二六日。
- (25) 「按優待皇室條件第四款載其宗廟陵寢永遠奉祀由中華民國酌設衛兵妥慎保護等語盛京興京兩副都統馬蘭泰甯兩鎮總兵向係守護陵寢之官在官制未經更定以前該副都統總兵等仍照舊日職權督率原設各職官及兵丁等妥慎保護毋任弛玩此令」『政府公報』第四三三号、中華民國元年六月十二日、一頁。
- (26) 財政部編『民國二年度國家預算奉天省歲入歲出分表』

財政部、一九一三年、二一〜二二葉。

(27) 前掲註(9) 拙稿「皇産」としての瀋陽故宮——旧盛京内務府所管清室財産をめぐる諸問題と張学良の関与——」二〜四頁。

(28) 「第四條 清室之宗廟陵寢永遠奉祀由民國酌設衛兵妥爲保護 第五條 清宮私産歸清室完全享有民國政府當爲特別保護其一切公産應歸民國政府所有」『政府公報』第三〇九七号、中華民國十三年一月六日、六頁。

(29) 「派員接收内務府事務」『盛京時報』一九二五年三月二七日四面。

(30) 「接收皇産」『盛京時報』一九二五年四月一二日一面。

(31) 前掲註(13) 撫順市人民政府地方志辦公室・撫順市社會科学院・新賓滿族自治縣清永陵文物管理所編『清永陵志』七一頁・瀋陽一宮兩陵志編纂委員會編著『瀋陽福陵志』遼寧民族出版社、二〇〇六年、一四頁・同『瀋陽昭陵志』遼寧民族出版社、二〇〇六年、二頁。

(32) 前掲註(8) 吉開将人「宣統十六年の清室古物問題(一)——故宮博物院成立史の再検討——」四八頁。

(33) 前掲註(31) 瀋陽一宮兩陵志編纂委員會編著『瀋陽福陵志』二〇一〜二〇二頁。

(34) 「東西兩陵業經收歸官有已非清室私産」『河北省政府公

報』一九三〇年第八三七期、一九三〇年、一九頁。

(35) 陵廟とは、前掲註(2) に挙げた奉天(盛京)の「三陵及廟堂子等」を指すが、以下論じるとおり、一九三五年以降は特に盛京三陵と太廟を指すようになる。そのため、陵廟管理と記す場合、盛京三陵と太廟の管理を指すものとする。

(36) 周君適『偽滿宮廷雜憶』四川人民出版社、一九八一年。

(37) 前掲註(36) 周君適『偽滿宮廷雜憶』一〜二頁。

(38) 鄭孝胥著・中国歴史博物館編『鄭孝胥日記』第四冊、中華書局、一九九三年、二〇四三〜二〇四四頁。

(39) 前掲註(36) 周君適『偽滿宮廷雜憶』四六頁および愛新覺羅溥儀遺稿・李淑賢提供・王慶祥注釈『愛新覺羅・溥儀日記』天津人民出版社、一九九六年、七三四頁。なお「清室駐津辦事処」は、愛新覺羅溥儀『我的前半生』群衆出版社、一九六〇年(灰皮本)と称される。以下、一九六〇年版、二二〇頁にある「清室辦事処」のことを指すと考えられる。一九六〇年版は、吉開将人氏より資料提供を受けた。ここに記して謝意を表す。

(40) 「満洲国史」原稿「国立国会図書館憲政資料室所蔵」片倉衷関係文書一五〇五。

(41) 「執政府彙報」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:

A06031008700 『満洲国政府公報日誌』第二号、一九三二年四月一日、一三～一四頁（国立公文書館）。

(42) 愛新覺羅溥儀『我的前半生』群衆出版社、一九六四年（「定本」と称される。以下、一九六四年版）、三三四頁・小野忍ほか訳『わが半生』（一九六四年版の日本語訳）、筑摩書房、一九九二年（以下、一九六四年版訳本）、（下）四九頁・愛新覺羅溥儀『我的前半生』【全本】群衆出版社、二〇〇七年（「全本」と称される。以下、二〇〇七年版）、二五九頁。

(43) 前掲註(36) 周君適『偽滿宮廷雜憶』一〇〇頁・曾慶雨『末代遺民陳曾壽及其詠花詩』柯樾出版社、二〇〇八年、一八頁。

(44) 「二十一日國務會議可決 執政政府官制改正」『盛京時報』一九三二年一月二三日四面・岡一朗編輯『大同二年二月末現在 満洲国職員録』斎藤印刷所、一九三三年、四三～四七頁。

(45) JACAR: A06031010800 『政府公報日誌 号外』一九三二年三月一日、四～五頁。

(46) 「皇室私産 内務處掌理」『盛京時報』一九三四年三月三〇日四面。

(47) 佟佳江編『民国職官年表外編（中華民國時期東北職官

年表／偽滿洲国職官年表）』中華書局、二〇一一年、二六八年頁。

(48) 古屋哲夫編『満洲国人事法令年表…大同元年（一九三二）～康德二年（一九三五）』京都大学人文科学研究所、一九九二年、五六頁。

(49) 概略は、「偽奉天陵廟承辦事務処」前掲註(23) 白文熾主編『瀋陽故宮大辞典』一五二頁。成立年への言及は、前掲註(3) 武斌主編『清瀋陽故宮研究』四二七頁・前掲註(3) 瀋陽故宮博物院編『瀋陽故宮博物院八十年』七七頁等。なお、瀋陽故宮博物院図書檔案館が「奉天陵廟承辦事務処檔案」を所蔵しているものの、一九三八年作成の檔案に限定されているために、成立時の様子が記された檔案は所蔵していないと推測する。

(50) 「永陵大興土木派員查竣回奉」『盛京時報』一九三五年三月一〇日四面・「東陵開放今日售票」『盛京時報』一九三五年三月一六日四面。「盛京太廟三陵承辦事務処」については、偽皇宮陳列館編『偽滿宮廷秘録』吉林文史出版社、一九九三年、一五頁、前掲註(12) 張漢杰「東北淪陷時期的関外三陵」六八頁。

(51) 「陵寢紅椿以内不得再有設施」『盛京時報』一九三五年五月一日四面。

(52) 「故宮博物館 將大修理」『盛京時報』一九三五年七月
一三日四面。

(53) 國務院總務庁編纂『滿洲国官吏録(康德二年十二月一
日現在)』國務院總務庁人事処、一九三六年、三〇四頁。

(54) 滿洲日日新聞『在滿日滿人名録』滿洲日日新聞、一九
三六年、二七〇七三頁。

(55) 前掲註(12)張漢杰「東北淪陷時期的関外三陵」六九
頁。事務員以外の職官名と姓は、瀋陽故宮博物院『瀋陽故
宮博物院院史展』(図録)、瀋陽故宮博物院、二〇一一年、
六一頁に掲載された「奉天陵廟承辦事務処檔案卷面」の写
真で確認できる。なお、張氏は陳曾壽の名を挙げるが、一
九三七年に離職。

(56) 「昭和十四年九月 吉林 新京 奉天 旅順 大連 史
料採訪復命書」国史編纂委員会URL: [http://library.history.
go.kr/dhrs/dhrsXIFViewer.jsp?system=dlib&id=K0000001370
5&PcId=IwAR0J9ZvcT09fT49xCd2UK8PaZG0bsPN30stCa
2x-hvAlorRAA-mHyWKg](http://library.history.go.kr/dhrs/dhrsXIFViewer.jsp?system=dlib&id=K00000013705&PcId=IwAR0J9ZvcT09fT49xCd2UK8PaZG0bsPN30stCa2x-hvAlorRAA-mHyWKg)

(57) 「北陵遊園地 市署不許可」『盛京時報』一九三五年七
月一七日四面。

(58) 「朕茲將国内清室原有皇産、除陵廟及応保留者外、一概
賜歸国有」前掲註(50)偽皇宮陳列館編『偽滿宮廷秘録』

一八五頁。

(59) 「第一條 本令ニ於テ帝室財産ト稱スルハ帝室財産公債
法ニ依ル公債其ノ他特ニ宮内府大臣ノ管理ニ屬セシメラレ
タル財産ヲ謂フ」。「基本法 帝室 第三章 帝室 第三款
皇産」國務院法制処編『滿洲国法令輯覽 第一卷』滿洲
行政学会、一九三九年、五一頁。

(60) 彙報「福陵・昭陵の一般參觀禁止」『滿洲史学』一
二、一九三七年、七二頁。

(61) 「北陵大明樓 落雷のため焼く」『滿洲日日新聞』一九
三七年五月三一日日刊七面・「北陵明樓の焼失」『滿洲史学』
一一二、一九三七年、七二頁。

(62) 「昭陵及福陵參拜者數」『奉天市統計月報』第三卷二〇
号(第三卷三〇号、一九三八年、各号九頁(偽滿洲国等計
資料匯編)線装書局、二〇〇九年、八〇一〇卷所収)。当該
年の「特別參拜」・「普通參拜」とも「日人」は「滿人」の
約二・五倍だが、後者の軍警・政界からの參拜も少なくな
かったため、日本人に限らず要望があったと思われる。

(63) JACAR:A06031002300 『政府公報 号外』一九三七年
二月二八日、一・五頁および王麗杰「偽滿宮廷「内帑金」
的管理及使用」王志強總主編『偽滿皇宮博物院學術文庫
簿儀・宮廷卷』吉林出版集团股份有限公司、二〇一八年、

- 四二八頁・王文鋒『末代皇帝溥儀与国宝』群衆出版社、二〇一五年、九八〜九九頁。
- (64) 彙報「興京永陵の修理」『滿洲史学』二二二、一九三八年、五四頁。
- (65) 彙報「奉天故宮博物館引繼」『滿洲史学』一一一、一九三七年、五五頁。
- (66) 前著書、八〇〜八七頁。
- (67) 前掲註(47) 佟佳江編『民国職官年表外編(中華民國時期東北職官年表/偽滿洲国職官年表)』二七一頁。
- (68) 前掲註(36) 周君適『偽滿宮廷雜憶』一四五頁・「陳會壽」沈燕『偽滿官吏』吉林人民出版社、二〇一一年、五頁。
- (69) 前著書八六頁では、本件第一條および第八條を宮殿の非可視化後の処置という観点から取り上げ、溥儀の即位に伴って「滿洲国」皇帝の儀礼空間として宮殿と陵墓の管理の制度化がはかられたとした。
- (70) 「舊清室陵廟宮殿承辦事務會設置」『滿洲日日新聞』一九三九年二月二七日日刊二面。同記事内に「奉天に現存する舊清室陵廟宮殿辦事務處」とあり、「旧清室」を冠する前身の組織の存在がうかがえるが、史料上で実態を確認できないため本稿では扱わない。
- (71) 「對舊清室陵廟宮殿等 設承辦事務會 諮詢參議府後令
日帝室令公布」『盛京時報』一九三九年二月二七日二面。
- (72) 滿洲国史編纂刊行會編『滿洲国史 各論』滿蒙同胞援護會、一九七一年、五頁。
- (73) JACAR: A06031003600 『政府公報』第一四六一号、一九三九年二月二七日、三四九頁。
- (74) 前掲註(47) 佟佳江編『民国職官年表外編(中華民國時期東北職官年表/偽滿洲国職官年表)』二七一〜二七九頁。
- (75) 前掲註(31) 瀋陽一宮兩陵志編纂委員會編著『瀋陽福陵志』一六頁・瀋陽一宮兩陵志編纂委員會編著『瀋陽昭陵志』二頁。
- (76) 前掲註(39) (42) 愛新覺羅溥儀『我的前半生』一九六〇年版、二五〇頁・一九六四年版、二三〇〜二三二頁・一九六四年版訳本、(上) 三九一〜三九二頁・二〇〇七年版、一六六頁。
- (77) 石憲「東陵事件——溥儀的心結」前掲註(63) 王志強 總主編『偽滿皇宮博物院學術文庫 溥儀・宮廷卷』八二〜八八頁・胡平生『民国初期的復辟派』学生書局、一九八五年、四四一〜四五七・五〇二〜五〇三頁。
- (78) 前掲註(12) 張漢杰「東北淪陷時期的関外三陵」七二〜七三頁。

(79) 一六七一(康熙一〇)年から一八二九(道光九)年までに挙行された一年度の東巡の際、盛京三陵において祖先祭祀が行われた(園田一亀『清朝皇帝東巡の研究』大和書院、一九四四年、二頁)。

(80) 前掲註(50) 偽皇宮陳列館編『偽滿宮廷秘録』一二三頁。

(81) 「欽派祭陵代表恭親王今日抵興京」『盛京時報』一九三四年三月二日四面・「恭祀永陵既畢福昭二陵今明續祭」『盛京時報』一九三四年三月二七日四面。

(82) 「三陵均將興工修葺」『盛京時報』一九三四年四月一日四面。

(83) 「前清功臣坟墓亦修葺」『盛京時報』一九三四年四月三日四面。

(84) 前掲註(63) 王文鋒『末代皇帝溥儀与国宝』一〇〇頁。

(85) 前掲註(39) (42) 愛新覺羅溥儀『我的前半生』一九六

〇年版、四二一頁・一九六四年版、三三九頁・一九六四年版訳本、(下) 五七〇五八頁。

(86) 「太廟跪叩祖宗靈乃詣昭陵儀始畢」『盛京時報』一九三四年一〇月二日一面・「小白山望祭禮 省公署賜見百官」『盛京時報』一九三四年一〇月二四日九面。

(87) 例えば、前掲註(7) 季劍青『私産』抑或『国宝』——民国初年清室古物的処置与保存——」六二〇八二頁。

(88) 清室財産と復辟運動との関連については、前著書、六七〇七五頁。

〔付記〕本研究は、JSPS科研費(特別研究員奨励費) J P 21J40047の助成を受けたものである。

(日本学術振興会特別研究員R P D)

sia and Britain a possibility of expanding the war zone. During the invasion of Sakhalin, in July 1905 the Japanese military successfully advanced into the Sea of Okhotsk by conducting warship patrols under the guise of protecting sea mammals.

When the southern half of Sakhalin was acquired by Japan via the Treaty of Portsmouth, Tyuleny Island was also incorporated into Japanese territory, and this meant that Japan would therefore take over from Russia the international responsibility of protecting sea mammals. The possession of Tyuleny Island was a factor in the Japanese government's change of direction toward contributing to sea mammal protection and hunting industry control. Japanese diplomatic policy on sea mammal protection was crafted while taking into account the international relations and treaties in this context, and this created a chance for the nation to become embedded in the international regime of sea mammal protection.

The Problem of the Management of the Three Imperial Shengjing Mausoleums and Puyi in Modern Chinese History

OIDE Shoko

This article discusses the history of the management of the three Shengjing 盛京 mausoleums in relation to the problems of modern Chinese history, such as the treatment of the “ancestral temple and mausoleums” and of the “private properties” of the Qing Imperial Household after the promulgation of the “Articles of Favourable Treatment of the Great Qing Emperor after His Abdication.” In particular, we elucidate the characteristics of the management system based on Puyi's 溥儀 intention to be deeply involved in the preservation of the three Shengjing mausoleums during the Manchukuo period, and approach the reality of the Manchukuo.

From the Qing dynasty to the collapse of Manchukuo, the management

system by the Qing dynasty was severed only when the Republic of China made it into a park after the promulgation of the “Revision to the Conditions of Special Treatment of the Qing Royal Family.” After the establishment of Manchukuo, the management system by the Government Administration Office, Imperial Household Office, and related organizations under the direct control of Puyi, namely the Qing Imperial Household, was restored. Preservation of the Qing dynasty property has a history of being linked to efforts to restore the Qing dynasty. Nevertheless, in Manchukuo, which had Puyi as its head of state but denied the restoration of the Qing dynasty, not only was the administration system on the Qing Imperial Household side restored, but Puyi’s intentions were also reflected in various aspects such as the establishment of the management organization, personnel affairs, and repair budgets. In this way, the reality of Manchukuo was evident in the fact that the political heritage of the late Qing dynasty, which was deeply related to the restoration of the Qing dynasty, could not be eliminated.

The process of appointing Chen Zengshou 陳曾壽, who played a central role in the management organization since the early days of Manchukuo, revealed that Puyi, who appointed him, was the main figure in the preservation of the mausoleums. Puyi’s intention in preserving the three Shengjing mausoleums was to appear as the “Great Qing Emperor” by reviving the mausoleums as the “private property” of the former Qing Imperial Household and reviving visit to the mausoleum.

Between the Angkor and Post-Angkor Periods: Identifying the Gap
between Inscriptions and Chronicles

KITAGAWA Takako

There is a blank period of contemporary historical materials between the Angkor and the post-Angkor periods. The well-known history of this peri-